

[事案 2023-356] 手術給付金支払請求

・令和7年3月12日 和解成立

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、手術給付金が支払われなかったことを不服として、手術給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和5年6月下旬から同年7月上旬にかけて、5回の陥入爪手術を受けたため、令和4年7月に契約した組立型保険にもとづき手術給付金を請求したところ、約款上の重大事由に該当するとして、契約が解除され手術給付金が支払われなかった。しかし、以下等の理由により、手術給付金を支払ってほしい。

- (1) 足指左右計5指が陥入爪となり、一度に手術をすると痛みが強く歩くこともできないため、5指それぞれを別日に手術した。それが給付金の詐欺行為とされ、自分は本件保険会社の従業員であったが、会社も辞めさせられた。
- (2) 保険会社は、一度で複数の足趾の手術をしても歩行困難にはならないと決めつけているが、なぜそう言い切れるのか疑問である。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 当社で確認した結果、陥入爪の病態は認めるものの、手術施行は本人の希望によるものであり、医学的に手術以外の方法が考えられない絶対的適応があつての手術ではなかった。
- (2) 選択された術式では、術後に歩行困難となるような強い疼痛が出現することはほとんどなく、自立歩行で帰宅できるのが一般的で、一度に複数趾で手術が行われたとしても歩行困難となることは考えられない。
- (3) 申立人の一連の行為は、手術給付金を複数回受け取るために行った行為であると考えられ、約款の「保険契約者、被保険者または給付金等の受取人がこの保険契約の給付金等を詐取する目的または他人に給付金等を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合」に該当すると判断し、重大事由による解除と決定した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張内容等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって手続を終了した。